

## ○ 室蘭市情報公開条例中一部改正の件について

### 1. 条例改正の理由

公文書の公開について、電磁的記録により公開できるよう所要の改正をするもの

### 2. 条例改正の概要

公文書のうち、電磁的記録（情報機器により作成されたデータ等）について、公文書の公開請求があった場合、これまでは、主に当該電磁的記録を用紙に出力したものを交付していたが、今後、電子決裁の導入等のDXの推進に伴い、本市で保有する公文書のうち、電磁的記録の割合が増加することが想定されること等の事情を鑑み、電磁的記録を光ディスク等の媒体に複写したものを交付するなど、より幅広い方法により公文書を公開できるよう、所要の改正を行う。

### 3. 施行期日

令和6年4月1日から施行する。